

○篠山市ふるさと創生奨学金貸与規則

平成11年4月1日

規則第51号

(目的)

第1条 この規則は、自ら考え自ら行う地域づくり事業として、向学心に燃える健全な青少年を育成するため進学を希望するにもかかわらず、経済的理由等により修学困難なものに対し、修学上必要な奨学金を貸与し、教育の機会均等を図ることを目的とする。

(貸与の資格)

第2条 奨学金は、次の各号に掲げる要件に該当する者に対して貸与する。

ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校(以下これらを「高等学校等」という。)に在学していること。
- (2) 市内に生活の本拠を有し、居住する者であること。
- (3) 経済的理由等によって修学が困難な者であること。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の貸与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 高等学校等のうち国立又は公立学校に在学する者 月額10,000円
- (2) 高等学校等のうち私立学校に在学する者 前号に規定する額に2を乗じて得た額を超えない範囲内の額

(貸与の申請)

第4条 奨学金を受けようとする者は、篠山市ふるさと創生奨学金貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、奨学金の貸与に関して必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸与の決定)

第5条 奨学金の貸与は、篠山市ふるさと創生奨学金に関する審議会条例(平成11年篠山市条例第33号)により設置された審議会に諮って決定する。

ただし、次条第4項の規定による貸与の決定を除く。

2 前項の決定の結果は、申請人に通知する。

(貸与の予約)

第5条の2 中学校又は特別支援学校の中学部の第3学年に在学する者は、高等学校等への進学を条件として奨学金の貸与の予約をすることができる。

2 前項の規定により奨学金の貸与の予約を受けようとする者は、篠山市ふるさと創生奨学金貸与予約申請書(様式第1号の2)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 篠山市ふるさと創生奨学生推薦調書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

3 奨学金の貸与の予約の決定は、前条の規定を準用する。

4 前項の決定を受けた者のうち、第2条に該当するものは、高等学校等に進学後、入学を証する書類を市長に提出し、貸与の決定を受けるものとする。

5 奨学金の貸与の予約を受けた者が進学できなかったときは、予約は、その効力を失う。

(保証人)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を2人立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して、奨学金返還の債務を負担しなければならない。

3 第1項の保証人は、独立の生計を営む者で、保証人のうち1人は奨学金の貸与を受けようとする者の法定代理人でなければならない。

(誓約書の提出)

第7条 第5条の規定により、貸与の決定通知を受けた者は、速やかに保証人と連帯して誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第8条 奨学金は、1学年分を3回以上に分割して交付する。ただし、特に必要があると認める場合には、これを変更することができる。

(貸与の廃止及び停止)

第9条 市長は、奨学金の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月から奨学金の貸与を廃止する。

(1) 第2条の規定する貸与資格を欠くに至ったとき。

(2) 奨学生を辞退したとき。

(3) 奨学生が死亡したとき。

2 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの期間、奨学金の貸与を停止する。

(貸与の取り消し)

第10条 市長は、奨学金の貸与を申請した者が、虚偽の申請その他不正な方法によって貸与の決定を受けたときは、その決定を取り消すものとし、貸与した奨学金の全額又は一部を返還させることができる。

(異動の届出)

第11条 奨学生又は保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに異動届(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学をしたとき。

(2) 奨学金の貸与を辞退しようとするとき。

(3) 奨学生が死亡したとき。

(4) 第4条に規定する篠山市ふるさと創生奨学金貸与申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(貸与奨学金の返済)

第12条 奨学生等は、貸与期間が満了したとき、第9条の規定により奨学金の貸与を廃止されたとき又は第10条の規定により奨学金の貸与を取り消されたときは、当該奨学金を返済しなければならない。

2 奨学金は、前項の規定による貸与終了後10年以内に市長が別に定める方法により、貸与された奨学金の全額を返済しなければならない。ただし、第10条の規定により貸与の取り消しを受けた場合は、貸与された奨学金の全額を直ちに返済しなければならない。

3 奨学金は、無利息とする。

(返済の猶予及び免除)

第13条 奨学生等が、次の各号のいずれかに該当する時は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学金の返済債務の履行を猶予することができる。

(1) 修学年限の終了後、引き続き上級学校に在学したとき。

(2) 疾病その他特別な事由により返済が著しく困難であると市長が認めたとき。

2 奨学金等が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返済債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡した時又は心身に著しく障害を受けたとき等により返済することが困難になったとき。

(2) 本人の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯であり、返済することができないとき。

(3) その他やむを得ない事情により返済を免除することが適当であると市長が認めたとき。

3 前項の規定に基づき奨学金の返済の猶予又は免除を受けようとする者は、篠山市ふるさと創生奨学金返済猶予願出書（様式第5号）又は篠山市ふるさと創生奨学金返済免除願出書（様式第6号）をその理由を説明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則施行の日の前日までに、合併前の丹南町ふるさと創生奨学金給付規則（平成3年丹南町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。